

コロナ禍における教職課程の活動報告

Activity Report of Teacher Education Program in the time of COVID-19:
A Case at Tohoku Institute of Technology

中島 夏子

NAKAJIMA Natsuko

はじめに

2020 年度は新型コロナウイルス感染症のため、大学を含めた教育機関は、その臨時休業をはじめとして、多くの臨機応変な対応が求められた。本稿は、その一例として、2020 年度の東北工業大学の教職課程の運営の報告を行っていききたい。具体的には、教育実習を中心として、教職実践演習や教員採用試験の対策指導についても、どのように運営をしたのかについて報告を行う。

1. 関連する通知、決定と教職課程の活動の経過一覧¹

まず 2020 年 2 月 27 日の内閣総理大臣によって要請された全国の学校の臨時休校以降の関係各所の活動の経過をみていきたい。教育実習は教員職員免許法等の法令による規制に従いながら、実習先である高校との連携も必要とするため、それぞれの動向を見ながら慎重かつ迅速に対応を取る必要があった。そこで、教職課程の運営に係る、国や文部科学省、地方自治体や教育委員会、そして東北工業大学全体の動向を示し、その中で東北工業大学の教職課程はどのような判断を行い、運営をしたのかについて以下、時系列に示した。

¹ 通知等の概要は、東北工業大学の教職課程に関連するものに限定している。

日付	主体	概要
2/27	国	内閣総理大臣「全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、3月2日から春休みまでの臨時休業を行う」要請
2/28	文科省 通知等	文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」 ・3月2日から春季休業の開始までの間、臨時休業を行う。
2/28	県教委 通知	宮城県教育委員会「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について（通知）」 ・宮城県立学校において3月2日から24日まで臨時休業を行う。
3/24	文科省 通知等	文部科学省「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」 ・「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を提示。
3/25	岩手 県教委	岩手県教育委員会「令和2年度における教育活動の再開等について」 ・新学期から学校を再開する。
4/1	大学 全体	大学の授業開始を4月27日まで延期。
4/1	教職	教育実習のガイダンスを4月27日の授業開始まで延期する。
4/3	文科省 通知等	文部科学省「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について（通知）」 ・新型コロナ感染症の状況によって、教育実習の実施時期、期間、内容等の調整を行うことを検討する。 ・「新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」（令和2年3月24日）に基づき、学生への教育実習の事前指導を行う。 ・十分に教育実習を実施できなかった場合には、事後指導等で補完的な内容の授業を行う。
4/6	県教委 通知	宮城県教育委員会「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校における臨時休業について（通知）」 ・宮城県立学校において春休み明けから4月14日まで臨時休業を行う。
4/7	教職	「令和2年度 教育実習指導について」【資料1】 ・教育実習を行う学校に対して教育実習の実施時期変更の調書への回答を求める。 ・4月3日の文科省「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について（通知）」に基づき、教育実習の時期の変更の検討も依頼する。
4/7	教職	・4年生に対する教育実習のガイダンスを実施。配付資料をメールと郵便で送る。
4/7	教職	教員採用試験を受験する学生に、都道府県の過去問や問題集を郵送する。

4/13	県教委 通知	宮城県教育委員会「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校における臨時休業について（通知）」 ・宮城県立学校において5月6日まで臨時休業を延長する。
4/16	国	政府による「緊急事態宣言」発令。
4/17	大学	5/6 まで学生のキャンパス内立ち入り禁止。
4/17	文科省 通知等	文部科学省「令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関するQ & Aの送付について」（4月17日時点） ・大学設置基準等に定める1単位当たりの時間数の範囲内で実習期間を短縮することも可能 ・「教職実践演習」は原則として4年次の後期の実施だが、それ以外の時期に実施することもやむを得ない場合がある。 ・「教職実践演習」は面接授業に代えて遠隔授業を行う事も可能だが、それに相当する教育効果を担保する。
4/29	県教委 通知	宮城県教育委員会「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休校の延長等について（通知）」 ・宮城県立学校の臨時休業を、当面、5月10日まで延長する。
5/1	文科省 通知等	文部科学省「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について（通知）」 ・臨時休業が延長されている学校が相当数ある状況を踏まえた通知。 ・教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲を大学・専門学校等における授業により行うことができる。
5/1	教職	教員採用試験の願書の添削をメールで行う。（以降、出願が終わるまで継続。）
5/4	国	政府による「緊急事態宣言」の延長。
5/5	大学	当面の間、キャンパス内への入講禁止の継続。
5/11	秋田 県教委	県立学校の学校再開。
5/11	山形 県教委	県立学校の学校再開。
5/14	国	緊急事態宣言解除（東北6県含む）。
5/15	県教委 通知	宮城県教育委員会「県立学校の学校再開に向けた対応等について（通知）」 ・臨時休業を5月31日まで延長し、6月1日から学校を再開する。 ・5月18日以降の臨時休業中は、時差登校や分散登校を段階的に行う。
5/18	文科省 通知等	文部科学省「令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関するQ & Aの送付について（5月18日時点）」 ・教育実習では場合によっては生徒を前にした授業をしなくてもよい。

5/20	教職	「令和2年度 教育実習指導について（第2報）」【資料2】 ・教育実習を行う学校に対して、大学の方針を周知する。 ・文科省の通知とその後のQ & Aの内容を踏まえ、教育実習の期間が短縮された場合には、大学が代替授業を行うことを伝える。
6/17	大学	7月2日から実験・実習等の授業に限定して、対面授業を再開する。
7/15	大学	在学生の新型コロナウイルス感染が判明。全面オンライン授業に移行。
7/15	市教委	仙台市教育委員会「令和2年度 教育実習生の受け入れ再開について（通知）」 ・仙台市内の小中学校の教育実習は10月19日から11月30日の間に受け入れる。 ・教育実習の期間は2週間を基本とする。 ・実習生に対し2週間前から健康状態を記録する「教育実習生健康チェック票」の提出を義務付ける。
7/28	教職	「令和2年度 教育実習指導について（第3報）」【資料3】 ・教育実習を行う学校に対して、市教委が作成したガイドラインに準じて「教育実習生健康チェック票」の提出を行う等の大学の新型コロナ感染症対策を周知する。
8/3	教職	教員採用試験の二次対策（面接と論作文）をMicrosoft Teamsの会議機能を使って実施。 （以降、9月前半まで継続的に実施）
8/11	文科省通知等	文科省「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」 ・新型コロナウイルス感染症の影響により教育実習ができなかった場合は、教育実習以外の教職科目の単位をもってあてることができる。
8/18	教職	教育実習オリエンテーション ・Microsoft Teamsの会議機能を使って遠隔で実施する。
8/19	教職	・同上。
8/28	文科省通知等	文部科学省「令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関するQ & Aの送付について（8月28日時点）」 ・教職実践演習について、感染対策を講じた上での面接授業の実施を検討する。
9/15	文科省通知等	文部科学省「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について（周知）」 ・感染対策を講じた上で面接授業が適切と判断される場合には、面接授業の実施を検討する。
9/29	教職	教職実践演習 第1・2回（教職実践演習の進行は【表2】を参照の事） ・Microsoft Teamsの会議機能を使って遠隔で実施。

2. 教育実習について

経過一覧にある通り、学校は2月28日の全国一斉臨時休業から延長を繰り返し、宮城県内の高校は5月末まで休校となった。それも「当面は」という条件がついており、4月から5月の間は、いつ学校が再開されるのか見通しが立たない状況が続いた。また、岩手県の高校は春休み明けの新学期から、秋田県や山形県の高校もゴールデンウィーク明けの5月11日からそれぞれ学校を再開していたが、他県からの人の移動を制限する方針を取っていたため、教育実習生を受け入れられるかどうかは分からなかった。

このように4月から5月は、高校側が教育実習を実施するかを決めるのが困難な状況であったが、その段階では教育実習ができなかった場合の代替措置がなかったため、大学としては何とかして教育実習を実施しなければならないという思いがあった。そのため、大学から教育実習先に対して、教育実習を実施することができるよう、実習校宛の文書を三度送付した。一度目は4月7日に送付しており、教育実習をいつ実施する予定であるのかを聞いている【資料1】。その際、4月3日の文科省の「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について（通知）」を受け、教育実習の時期を秋に移動させる事も提案している。二度目は5月20日に送付しており、5月18日の文科省「令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関するQ&Aの送付について（5月18日時点）の文書を受け、教育実習の期間を短縮することも可能であること、そして感染症対策を徹底して指導していくことを伝えている【資料2】。三度目は7月28日に送付しており、仙台市教育局による「教育実習生の受け入れについて（通知）」に書かれている感染症対策を遵守して教育実習を行うことを伝えている【資料3】。このように、大学としての感染症対策や教育実習の負担の軽減策を提案することによって、高校に過度な負担や心配をかけない範囲で教育実習生を受け入れてもらえる方法を探っていった。

【表1】は令和2年度の教育実習の期間の変更とその経過の一覧である。同表にある通り、元は前期の5月から6月にかけて実施される予定であった教育実習が、何度かの大学とのやりとりを経て、秋田県の一校を除いた全ての教育実習が後期の9月から10月の間に変更になった。その多くが、4月7日に送付した依頼文書【資料1】に応じる形で、4月中に時期の変更の連絡があった。ただし、この段階では学校の多くは休校しており、それがいつ再開されるのか分からない状況にあり、「例年通り5月や6月に実施することは現段階では不可能なので、とりあえずは秋に延期する。」という暫定的な判断であった。ある高校は感染症への対策として、県外からの教育実習を受け入れないという方針をとったため、4月の段階では教育実習ができないと

なったケースもあった。

秋田県は感染者が少なかったため、早期に学校が再開され、そのうちの1校は教育実習を予定通り5月末から6月初頭にかけて実施した。ただし、教育実習の2週間前から秋田県に滞在し、体調の経過観察を行うことが求められた。同様の対応は、山形県、秋田県、岩手県で行われた全ての教育実習でも行われた。

6月に宮城県内の学校が再開された後も、再び休校になることが想定されたため、教育実習を実施できなかった場合はどうなるのかという問題は解消されないままで

【表1】 教育実習の期間の変更とその経過

教育実習高校	実施日程	経過
宮城県 私立高校 A	(旧) 6月22日～7月3日 (新) 10月5日～10月16日	4月22日：後期に変更 5月22日：10月実施を決定
宮城県立高校 A	(旧) 6月24日～7月7日 (新) 10月12日～10月23日	4月14日：秋以降に変更 5月27日：10月実施を決定
宮城県立高校 B	(旧) 5月21日～6月3日 (新) 10月8日～10月22日	4月15日：実習の延期を決定 4月16日：10月に変更
宮城県立高校 C	(旧) 6月22日～7月10日 (新) 9月28日～10月16日	6月9日：9月に変更
宮城県立高校 D	(旧) 未定 (新) 10月5日～10月16日	4月13日：10月に変更
宮城県立高校 E	(旧) 未定 (新) 10月1日～10月14日	4月17日：状況次第で秋に変更 5月14日：10月に変更
山形県立高校 A	(旧) 6月1日～6月12日 (新) 9月14日～9月25日	4月13日：9月に変更 4月21日：9月の実施を決定
福島県立高校	(旧) 6月1日～6月12日 (新) 9月7日～9月18日	4月17日：9月以降の実施を決定
岩手県立高校 A	(旧) 未定 (新) 10月12日～10月23日	4月6日：県外受け入れ不可 4月9日：10月に変更、 状況によっては中止。
秋田県立高校 A	(旧) 5月18日～5月29日 (新) 10月16日～10月29日	4月10日：10月実施に変更
秋田県立高校 B	(旧) 5月下旬～6月上旬 (新) 9月7日～9月18日	4月16日：9月に変更
秋田県立高校 C	5月25日～6月5日	予定通り5月から実施
秋田県立高校 D	(旧) 6月1日～6月15日 (新) 8月31日～9月11日	4月20日：8月に変更

あった。8月11日にようやく、文科省の「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」が出され、令和2年度だけの特例として、教育実習が実施できないときには、教育実習以外の科目の単位をもってあてることができるようになったため、教員免許を取得できないという事態は避けられることになった。

教育実習の多くが9月から10月にかけて実施されることになったため、8月18日と19日に改めて教育実習のオリエンテーションをオンラインで実施した。既に4月7日にメールと郵送で、教育実習のオリエンテーションは行っていたが、新型コロナウイルス感染症への対策の方針が定まったので、それを徹底するよう指導をした。また、教育実習が行えなかったとしても大学が代替措置を取る事ができることも伝えた。学生とは常にメールや電話で連絡をとるようにしており、大学と高校、学生間で情報が共有されるようにしていた。

幸いにも全員が教育実習を実施することができたが、大学教員の県外への出張は控えるようにとの方針が大学で出されたため、県外の高校の巡回指導は実施できなかった。また、県内の高校の巡回指導についても、高校側の許可が取れた場合にのみ実施をするという方針とした。

3. 教職実践演習について

教職実践演習は4年次後期に開講される教職課程の総括科目であるが、コロナ禍においては次の2点の問題が生じた。1点目は開講時期についてであり、教育実習が9月から10月にかけて実施されることになったため、9月半ばから始まる後期の授業と時期が重なってしまった。特に県外の高校で教育実習を行う学生は、教育実習の期間の2週間前から現地に滞在しなければならなかったため、1か月以上も大学に来られなかった。最も遅い時期の教育実習が10月末に実施されるため、それを待って授業を開始すると、次は卒業研究が佳境に入るタイミングと重なってしまい、教育実習で1か月以上大学を離れていた学生にとっては、さらなる負担となってしまうことが明らかであった。2点目の問題は、この授業にはロールプレイングや事例研究、現地調査、グループワーク等の対面授業に適した授業形態が求められているが、新型コロナウイルス感染症の対策の観点から、そうした授業形態で実施することができなくなってしまったことである。

これらの点に関して、「令和2年度における大学・専門学校等の教職課程の実施に関するQ&A（4月17日時点）」において、以下の質疑応答が掲載された。

(問) 教育実習の実施時期を秋以降に変更した場合、「教職実践演習」の後期での実施が困難となることから、今年度は「教職実践演習」を夏までに実施してもよいか。

(答)

- 「教職実践演習」については教職課程の履修を通じて、教師として最小限必要な資質能力が身に付いたか最終的に確認することを目的とした科目であることから、「教職実践演習の実施に当たっての留意事項」(平成20年10月24日課程認定委員会決定)2.において、履修時期は、原則として、4年次(短期大学の場合には2年次)の後期に実施することとされています。
- 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、「教職実践演習」を後期以外の時期に実施することもやむを得ない場合があるものと考えられますが、上記の科目の目的を損なうことのないよう授業の実施の方法を工夫する必要があります。

(問) 「教職実践演習」について、いわゆる面接授業に代えて、遠隔授業で行うことは可能か。

(答) 「教職実践演習」について、面接授業に代えて遠隔授業を行うことも可能であると考えられますが、当該科目が演習として開設されている趣旨を踏まえ、遠隔授業で実施する場合であっても面接授業に相当する教育効果を担保することに留意することが必要です。

このように、4月の早い段階で教職実践演習の実施時期や形態について柔軟な対応が可能であることが明らかになったが、8月28日に文科省から出された「文部科学省「令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関するQ & Aの送付について(8月28日時点)」では、「感染対策を講じた上での面接授業の実施が適切と判断されるものについては面接授業の実施を検討」することが新たに求められた。また、その後の文科省から9月15日に出された「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について(周知)」においても同様に、対面授業を実施する事を検討するよう周知があった。

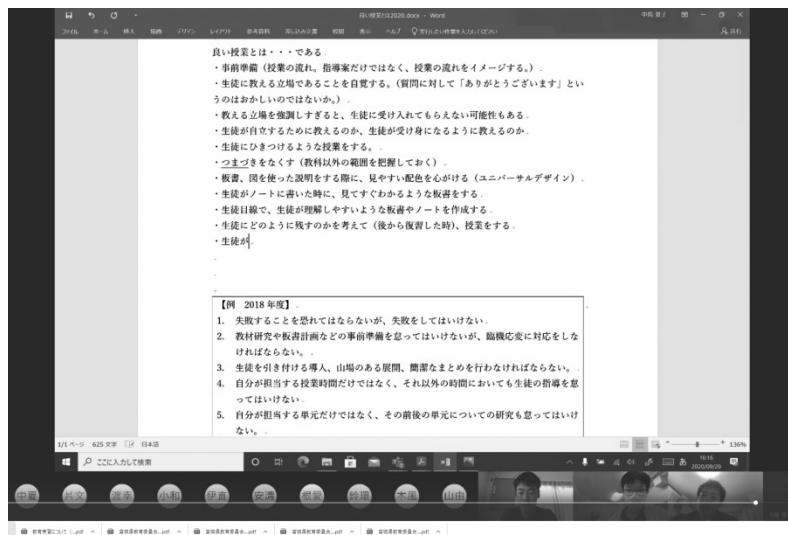
以上の事から、遠隔授業と対面授業とを併用して実施することとした。【表2】は令和2年度の教職実践演習の進行表である。多くの学生が9月から10月にかけて教育実習やそのための2週間の待機を行っていたため、MicrosoftのTeamsを利用して、リアルタイム型とオンデマンド型の授業を行った。リアルタイム型の授業は、教育実習を終えた学生が教育実習の振り返りと行い、それを通して「良い授業とは何か」についてディスカッションを行うものである。第5回から8回に行われたオンデマンド型の授業は、教員に必要な資質の観点から選択されたテーマについて教員が講義をした動画を学生が視聴し、レポートを書くというものである。そして、第11回と第12回は対面で実施し、第5回から8回の授業に関する質疑応答や、教職のための学修

【表2】 令和2年度 教職実践演習 進行表

授業回	日にち	授業形態	内容
第1回 第2回	9/29(火)	Teams リアルタイム	オリエンテーション ・教育実習の振り返り ・「良い授業とは」に関するディスカッション
第3回 第4回	10/20(火)	Teams リアルタイム	・教育実習の振り返り ・「良い授業とは」に関するディスカッション
第5回	10/13(公開)	オンデマンド	教師の使命と役割
第6回	10/13(公開)	オンデマンド	学校安全とは
第7回	10/20(公開)	オンデマンド	教員が知るべき法
第8回	10/20(公開)	オンデマンド	心理的応急処置
第9回 第10回	11/4(水)	Teams リアルタイム	・教育実習の振り返り ・「良い授業とは」に関するディスカッション
第11回 第12回	11/10(火)	対面	・第5～8回までのオンデマンド授業の質疑応答 ・「良い授業とは」各グループ報告 ・教職のための学修ポートフォリオを使った振り返り 「教員に必要な資質は何か」

ポートフォリオを用いた教職課程の総括を行う授業を行った。

制約の多い中で実施された授業であったが、特に教育実習の振り返りとそれを踏まえた「良い授業とは」のディスカッションは、教育実習を終えた直後に行われた事もあり、非常に良かったとの意見が学生から多く聞かれた。この授業は、Teams の会議システムを用いてディスカッションを行うものである。ディスカッションは教育実習を終えたばかりの6名程度が行い、それ以外の学生はそれを視聴している。教員は、ディスカッションの内容を記録し、それを画面共有しながら、適宜ディスカッションの進行の手助けをした。【写真1】はその時の様子である。感染を避けながら対面でディスカッションをするのは難しいため、オンラインで行うことによって、気兼ねなく意見交換ができたのも良かったのではないかとと思われる。全員が発言する機会があり、対面よりも良かったとの意見もあった。教育実習で出席ができなかった学生は、後日、録画した動画を視聴することができたのも、オンラインで実施した利点であった。



【写真1】 Microsoft Teams でディスカッションを行っている様子。

4. 教員採用試験対策について

教員採用試験の対策として、例年は4年次の5月から一次選考のための教職教養の勉強会、8月からは二次選考のための模擬授業や面接の練習や作文の添削指導を対面で行ってきた。しかし、新型コロナウイルス感染症によって対面による指導ができなくなってしまったため、2020年度はメールやMicrosoft Teamsを使った指導を行った。

二次選考の模擬授業や面接の対策のための指導は、あらかじめ履歴書や志望動機が書かれた用紙や指導案をメールで共有し、それに基づいてMicrosoft Teamsの会議機能を使って、二名の教員が面接官役となり、模擬面接や模擬授業を行った。論作文についても同様に、学生が書いたものをメールで送り、それを教員が添削をして、Teamsの会議機能で細かな指導を行った。

教育実習が9月から10月に変更となったため、教員採用試験の受験生の中には、教育実習よりも前に教員採用試験の二次選考を受けることになった者もいたが、結果としては、3名の4年生が県立高校の教諭に合格する等、例年にない良い成果を上げることができた。模擬授業や面接は対面で行った方が効果的だと思われたが、オンラインで実施することによって、教員採用試験を受験する卒業生も容易に参加をすることができたのは良かった。例年、卒業生も含めて教員採用試験のための指導を行っているのだが、仕事等の関係で平日の昼や夕方に大学に来て指導を受けることが難しく、参加できない事が多かった。しかし、オンラインで行うことによって、参加が容易に

なり、その卒業生から大学4年生も多く刺激を受けることができた。この取り組みは、コロナ禍が明けても継続して行っていきたい。

おわりに

以上、東北工業大学における事例の報告を行った。教職課程を運営するためには、国や地方自治体、そして教育実習先の高校との情報共有と調整が必要であり、特に新型コロナウイルス感染症によって刻一刻と変わる状況下にあっては、関係各所との連携が常時必要とされた。残念ながら、2021年度も同様の対応が必要になる事が予想されるため、この報告がその対応の改善に資することを願っている。

参考文献

文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」（2020年2月28日）

(https://www.mext.go.jp/content/202002228-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)

—「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」（2020年3月24日）

(https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)

—「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について（通知）」（2020年4月3日）

(https://www.mext.go.jp/content/202000403-mxt_kyoikujinzai02-000004520-1.pdf)

—「令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関するQ & Aの送付について」（4月17日時点）（2020年4月17日）

(https://www.mext.go.jp/content/20200417-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf)

—「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について（通知）」（2020年5月1日）

(https://www.mext.go.jp/content/20200501-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)

—「令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関するQ & Aの送付について」（5月18日時点）（2020年5月18日）

(https://www.mext.go.jp/content/20200518-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf)

—「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」（2020年8月11日）

(https://www.mext.go.jp/content/20200811-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)

—「令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関するQ & Aの送付について」（8月28日時点）（2020年8月28日）

(https://www.mext.go.jp/content/20200908-mxt_kouhou01-000007002_4.pdf)

—「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について（周知）」（2020年9月15日）

(https://www.mext.go.jp/content/20200916-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)

宮城県教育委員会「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について（通知）」（2020年2月28日）

(<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/794909.pdf>)

—「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校における臨時休業について（通知）」（2020年4月6日）

(<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/786297.pdf>)

—「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校における臨時休業について（通知）」（2020年4月13日）

(<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/787564.pdf>)

—「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休校の延長等について（通知）」（2020年4月29日）

(<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/790520.pdf>)

—「県立学校の学校再開に向けた対応等について（通知）」（2020年5月15日）

(<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/793031.pdf>)

仙台市教育委員会「令和2年度 教育実習生の受け入れ再開について（通知）」（2020年3月24日）

岩手県教育委員会「令和2年度における教育活動の再開等について」（2020年3月25日）

(https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/028/396/tuuti.pdf)

ウェブサイトは全て 2021/03/20 情報検索

【資料1】東北工業大学「令和2年度 教育実習指導について」（4月7日）

令和2年4月7日

各高等学校長 殿

東北工業大学
学 長 今 野 弘

令和2年度教育実習指導について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本学学生の実習につきましても、格別のご高配、ご協力を賜り心から御礼申し上げます。

令和2年4月1日付で、令和2年度教育実習についてご連絡をしたばかりではございますが、4月3日に文部科学省より新型コロナウイルス感染症への対策として、別添資料の通り「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について（通知）」が発出されました。

同通知では、教育実習の実施時期、期間、内容等を柔軟に調整すること等が要請されております。教育実習の実施時期につきましては、貴校のご都合のよい時期（2週間）をご選定いただきたいという事に変更はありませんが、秋以降（9月以降）に実施することも、改めてご検討いただければ幸いです。

つきましては、現時点での状況につきまして、添付の調査書にご回答の上、同封の返信用封筒にて返送をお願いいたします。変更がございましたら、随時、大学宛ご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本学といたしましては、いずれの時期に行われる場合であっても、同通知に従い、新型コロナウイルス感染症に関する学生への事前指導を徹底していく所存であることを申し添えます。

末筆ながら貴校のご発展をお祈り申し上げます。

謹白

東北工業大学 教務学生課（教職担当）
〒982-8577 仙台市太白区八木山香澄町 35-1
電話：022-305-3274（直通）

【資料2】東北工業大学「令和2年度 教育実習指導について（第2報）」（5月20日）

令和2年5月20日

各高等学校長 殿

東北工業大学
学 長 今 野 弘

令和2年度教育実習指導について（第2報）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本学学生の実習につきましても、格別のご高配、ご協力を賜り心から御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対策として、令和2年4月7日付けで送付いたしました「令和2年度教育実習変更等に関する調書」へのご回答ありがとうございます。

その後、文部科学省より5月1日付け「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について（通知）」ならびに5月18日付け「令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関するQ&A」が発出されました。添付をご確認ください。

同通知では、状況に応じて教育実習の実施期間、内容について調整すること等が要請されております。

本学といたしましては、同通知に従い、実習期間が確保できなくなった場合には、その不足する内容について、3分の1である20時間まで代替授業を行う準備をしております。2週間（60時間）の実習が困難な状況になった場合は、下記担当までご連絡をお願いいたします。また、引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する学生への事前指導を徹底していく所存であることを申し添えます。

末筆ながら貴校のご発展をお祈り申し上げます。

謹白

東北工業大学 教務学生課（教職担当）
〒982-8577 仙台市太白区八木山香澄町 35-1
電話：022-305-3274（直通）
Mail：kshoku@tohotech.ac.jp

【資料3】東北工業大学「令和2年度 教育実習指導について（第3報）」（7月28日）

令和2年7月28日

各高等学校長 殿

東北工業大学
学 長 今 野 弘

令和2年度教育実習指導について（第3報）

本学学生の実習受入れにつきましては、格別のご高配、ご協力を賜り心から御礼申し上げます。

仙台市教職員課より、教育実習生の受入れ再開について、別添のとおり通知がありました。これは、仙台市内の小・中学校での教育実習を対象にした通知ですが、高等学校においても共通して留意すべき点については、同通知に従い、下記の対策をとってまいります。

また、教育実習日誌の取り扱いについても、同通知と同様の方針といたしますので、お知らせいたします。

記

- ① 実習生に対し、教育実習実施の2週間前から、毎朝の検温や健康状態の把握、感染リスクが高い場所に行っていないかどうかを確認する「教育実習生健康 チェック票」（別紙1）を作成し、実習初日に学校へ提出させます。
- ② 教育実習前に実習生の感染が確認された、または、実習生の家族等の感染が確認され、濃厚接触者に特定された等の情報を得た場合には、速やかに実習高校に連絡をします。
- ③ 教育実習中は、各学校における感染防止対策を遵守するよう指導を行います。
- ④ 教育実習中、実習生に発熱等の症状や体調不良が見られる場合には、実習生本人が実習校の校長に速やかに連絡し、指示を仰ぐよう指導を行います。

以上

東北工業大学 教務学生課（教職担当）根田
〒982-8577 仙台市太白区八木山香澄町 35-1
電話：022-305-3274（直通）
Mail：kshoku@tohtech.ac.jp